雇均発 0518 第１号
令和３年５月 18 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
（公印省略）

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令の施行について

建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第 151 号。以下「改正令」という。）が令和３年５月６日に公布され、同年 10 月１日から施行することとされた。

下記の改正の主な内容について御了知いただき、同制度の普及促進に、引き続き一層の御協力をいただくようお願いする。

記

第１　改正の趣旨及び経緯

特定業種退職金共済制度の退職金の額は、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条に基づき、少なくとも５年ごとに、退職金額の支給に要する費用及び収入運用の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとされており（以下この検討を「財政検証」という。）、令和２年８月 26 日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において財政検証の結果がとりまとめられた。

これによると、建設業退職金共済制度については、累積剰余金が今後、より一層減少することが見込まれていることから、制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の 3.0％から 1.3％に引き下げることが適当とされた。

また、林業退職金共済制度については、累積欠損金解消計画（平成 17 年 10 月１日独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）林業退職金共済事業本部）の解消年限である令和４年度末までには、累積欠損金は解消されない見込みであり、できるだけ早期に累積欠損金を解消し、制度の安定的運営を図るために、予定運用利回りを現行の 0.5％から 0.1％に引き下げることが適当とされた。

これを踏まえ、建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る改正令が同年５月６日に公布された。

第２　改正の内容

１．退職金額の変更

①　建設業退職金共済制度について、予定運用利回りを 3.0％から 1.3％に引き下げることとし、これに対応して、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職

金額を変更することとしたこと（別表第６の改正）。
※　なお、当該制度の掛金日額について、機構が定める特定業種退職金共済規程を変更し、令和３年 10 月１日付けで、310 円から 320 円に引き上げることとされている。

②　林業退職金共済制度について、予定運用利回りを 0.5％から 0.1％に引き下げることとし、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職金額を変更することとしたこと（別表第８の改正）。

２．掛金納付月数の通算に用いる額の変更
被共済者が特定業種共済制度間を移動した場合等に行う掛金納付月数の通算について、１の改正に伴い、掛金納付月数の通算に用いる掛金納付月数ごとの額を変更することとしたこと（別表第９及び別表第 11 の改正）。

３．経過措置
予定運用利回りが引き下げられることに伴い、施行日前の加入者に係る退職金額を保全するために必要な経過措置を設けるもの等としたこと（附則第２条から第６条まで）。

（参考）

中小企業退職金共済制度における退職金額の予定運用利回り及び掛金額について

		予定運用利回り	掛金額
一般の中小企業退職金共済制度		1.0％（H14.11.1～）	月額 5,000～30,000 円（※１）
特定業種退職金共済制度	建設業退職金共済制度	1.3％（R３.10.1～）	日額 320 円（※２）
	清酒製造業退職金共済制度	2.3％（H12.7.1～）	日額 300 円（※２）
	林業退職金共済制度	0.1％（R３.10.1～）	日額 470 円（※２）

（※１）掛金月額は、5,000～30,000 円の範囲内で事業主が選択する。
（※２）掛金日額は、機構が作成する特定業種退職金共済規程（厚生労働大臣認可）において、事業ごとに一律に定められている。